

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年9月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2200049 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2200046 号

第1 結論

請求者のA社における令和元年9月1日から令和2年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月から令和2年1月までの標準報酬月額については、8万8,000円から32万円とする。

令和元年9月から令和2年1月までの訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年9月1日から令和2年2月1日まで

私が勤務していたA社から、誤った厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)を年金事務所に提出してしまったと言われた。その後、同社は、当初の算定基礎届を訂正する届を提出したが、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初、8万8,000円と記録されていたところ、事業主は、請求者の令和元年の算定基礎届に係る事務処理を誤ったとして、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年3月7日(受付)に、令和元年の定時決定における標準報酬月額を8万8,000円から32万円に訂正する算定基礎届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準報酬月額(32万円)は保険給付の計算の基礎とならない記録になっている。

一方、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険育児休業等取得者申出書及びオンライン記録により、請求期間を含む平成31年*月*日から令和2年*月*日までの期間について、事業主は、年金事務所に対し厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

また、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等

を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要であり、その額は、請求期間の前年(平成30年)に定時決定された従前の標準報酬月額である32万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200053号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和35年5月12日から昭和38年10月1日まで

昭和35年5月にA社B支社管轄のC支店に臨時雇用員として雇用され、その後、A社の採用試験に合格し、同支社管轄のD支店、E支店、F支店等で業務に従事したが、請求期間における厚生年金保険の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の清算事業として元A社職員の人事・厚生業務を行っているG社から提出された請求者に係る履歴書により、請求者は、昭和37年5月1日にA社に「臨時雇用員」として採用され、昭和38年11月1日付けで「試用員」となり、昭和39年1月1日付けで「職員」となっていることが確認できるほか、昭和37年5月から昭和38年8月までの期間はC支店及びD支店、同年9月及び同年10月はE支店及びF支店に勤務していたことが確認できることから、請求期間のうち、昭和37年5月から昭和38年9月までの期間においては、請求者がA社B支社に臨時雇用員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、G社から提出された「臨時雇用員等社会保険事務処理規程(昭和38年9月7日第*号)」により、臨時雇用員及び試用員は、昭和38年10月1日以降に支社支店等が厚生年金保険の適用事業所となったことに伴い、厚生年金保険の被保険者資格を取得することとなったことが推認できるところ、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、A社B支社は昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者を含む*人が同日に同支社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同支社は上記臨時雇用員等社会保険事務処理規程に基づき、昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になったと考えられる。

また、G社から提供された広報紙(平成19年9月1日付け)には、昭和38年10月施行の通達に基づき厚生年金保険適用事業所の届出を行った勤務箇所で臨時雇用員や試用員と

して勤めていた者は、同月以降に厚生年金保険の被保険者となっていた旨の記載とともに、「昭和 38 年 9 月以前の臨時雇用員や試用員期間については、当時、厚生年金保険料を納付していないため、年金の期間とはなりません。」との記載があり、同社は、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料控除が確認できる資料はないと回答している。

なお、H 共済組合（昭和 62 年 3 月までは I 共済組合）は、「臨時雇用員」及び「試用員」は、公共企業体職員等共済組合法（昭和 31 年 6 月 6 日法律第 134 号）第 12 条に規定される「臨時に使用される者」に該当し、同法第 13 条内の I 共済組合運営規則（昭和 32 年 5 月 16 日第 * 号）において臨時雇用員及び試用員を組合員とする定めはないため、臨時雇用員及び試用員が組合員となることはないと回答しているところ、当該回答のとおり、前述の履歴書及びオンライン記録により、請求者は、A 社の「職員」となった昭和 39 年 1 月 1 日に同共済組合の組合員資格を取得していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。